Ðerechos Ðigitales と進歩的コミュニケーション協会

情報通信技術の犯罪目的使用への対処に関する包括的な国際条約を策定するための特別委員会（アドホック委員会）第 5 回会合への提言

はじめに

Ðerechos Ðigitales は 2005 年に設立された非営利の非政府組織で、ECOSOC の協議資格を有する。私たちは、デジタル環境における人権、特に表現の自由、プライバシー、知識・情報へのアクセスに関する権利の擁護と促進に取り組んでいる。

進歩的コミュニケーション協会（APC）は、情報通信テクノロジー（ICTs）の戦略的使用を通じて、平和、人権、開発、環境保護のために活動する人々に力を与え、支援することを目的とした国際的ネットワーク団体である。APC には 62 の組織メンバーと 29 のアソシエイトがおり、主にグローバル・サウスの 74 カ国で活動している。私たちは、すべての人々が ICTs の創造的な可能性に容易かつ平等に、そして安価にアクセスできる世界を構築し、彼らの生活を向上させ、より民主的で平等主義的な社会を創造するために活動している。APC は 1995 年、国連経済社会理事会（ECOSOC）に対して第一カテゴリーの協議資格を与えられた。

Ðerechos Ðigitales と APC は、今回のアドホック委員会第 5 セッションに貢献する機会を歓迎する。両団体はオンライン、オフラインを問わず、人権の保護と促進に取り組んでいる。この意味で、私たちは以前にもこのプロセスにおいて、市民社会団体、人権活動家、デジタ ル・セキュリティ研究者、内部告発者、ジャーナリストを標的に、人権を弱体化させるツールとしてサイバー 犯罪に関する立法が乱用されることへの懸念を表明した[1]。グローバル・サウスの視点から見ると、私たちはサイバー 犯罪に関する立法が、デジタルの権利を犯罪化し、反対意見や声を上げようとする女性を黙らせ、表現の自由を脅かし、国家による監視を正当化するために使用されるのを見てきた。[2]

---

1 国連総会への公開書簡： https://www.apc.org/en/pubs/open-letter-un-general-assembly-proposed-international-convention-cybercrime-poses-threat-human. サイバー犯罪に関する国際条約案はオンラインで人権を脅かす。
Ðerechos Ðigitales アドホック委員会第 2 セッションへの提出文書
https://www.unodc.org/documents/Cybercrime/AdHocCommittee/Second_session/Ðerechos_Ðigitales.pdf

https://www.unodc.org/documents/Cybercrime/AdHocCommittee/4th_Session/Ðocuments/Multi- 利害関係者/CNÐletter-20.12.2022.pdf アドホック委員会第 4 回セッションへの共同提出文書。

2 この例として、サイバー犯罪に関するニカラグアの立法（2020 年 10 月の法律第 1042 号）は、国際人権法に従った合法性と比例性の要件に準拠していない。そのため、最近、米州人権委員会は、ニカラグアに対し、「人権基準への適合を確保するために、承認された法律を変更および/または修正する」よう要請した。詳しくは https://www.oas.org/es/cidh/informes/pdfs/2021_Nicaragua-ES.pdf

デジタルの領域における人権保護の重要性を確認しつつ、私たちは、サイバー監視や検閲全般を正当化する広範な規制を通じて国家が濫用する可能性を回避するために、必要なセーフガードを強化する必要性を想起する。それゆえ、他の市民社会団体とともに、私たちはこの特別委員会に対し、すべての規範的提案が国際人権法において加盟国が負う義務に合致していることを確認し、それに反するすべての提案に反対するよう求めてきた。

デジタル空間も刑事制度も、既存の構造的不平等を前提とする社会の中に組み込まれている。デジタルのテクノロジーも、それを支配する法律や規範も中立ではない。それらは人権の行使を促進する可能性を秘めているが、同時に構造的不平等を永続させ、悪化させる可能性もある。このことを念頭において、私たちは、この将来の条約の中心的な要素は、ジェンダーの視点を統合することであると考える[3]。

デジタルの時代におけるプライバシーに関する最新の国連総会決議（A/RES/77/211）において、同総会は、ジェンダーに基づく暴力だけでなく、デジタルやオンライン空間で起こりうるあらゆる形態の差別を防止する方法として、プライバシーの権利の促進と尊重の重要性を認識している。実際、デジタルテクノロジーや関連政策の概念化、開発、実施においてジェンダーを主軸とした取り組みを奨励している[4][4]。

市民社会組織はまた、例えばフィリピンの2012年サイバー犯罪防止法（Cybercrime Prevention Act of 2012）に関しても懸念を表明した。この法律は、ジャーナリスト、ブロガー、インターネット・ユーザーを黙らせるために使用されてきた広範ですべてを摘発する条項を含んでおり、またパキスタンの2016年電子犯罪防止法（Prevention of Electronic Crimes Act (PECA)）に関しても懸念を表明した。例えば、https://www.apc.org/sites/default/files/Philippines_report_2020.pdf、https://www.hrw.org/news/2022/02/28/pakistan-repeal-amendment-draconian-cyber-law を参照のこと。

例えば第 87 条(2)の「n」および第 90 条(2)の「g」において、ジェンダーを主軸とした取り組みに 言及されているにもかかわらず、私たちは、アドホック委員会の第 5 会期で議論される統合交渉文書(A/AC.291/19)が、人権に関するより大きなセーフガードと、条文全体にわたる ジェンダーの視点の統合を要求しているものと考える。

国際協力、データの交換と処理、捜査技術に関連する条文に、広範な手段や あいまいな用語が含まれないようにすることが最も重要である。これらの条文は人権基準、特に合法性、必要性、比例性の原則に厳格に従わなければならない。例えば、効果的な人権保障や監督機能なしに国家機関間のデータ交換を可能にする広範な刑事的枠組みによって許容されうる大規模なサイバー監視とその人権への潜在的影響の大きなリスクを考慮することも必要である。これら 2 つの懸念については、以下に詳述する。

条約におけるジェンダー配慮強化の必要性

を参照のこと。

3 私たちはジェンダーを、男女間の解剖学的差異に基づいて精緻化された一連の考え方、表象、実践、社会的規定として理解している。ジェンダーは社会的差別の強力な原理であり、差別と不平等を生み出すものである。ジェンダーの考え方と実践は、人間を社会的、経済的、法的に階層化する。https://www.apc.org/sites/default/files/gender-cybersecurity-policy-litreview.pdf

4 総会。A/RES/211. 2022 年 12 月 15 日に採択された総会決議。 11. 利用可能な場所：https://documents-dds- ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/762/14/PDF/N2276214.pdf?OpenElement

ジェンダーを主軸とした取り組みとは、不平等が永続しないように、女性だけでなく男性の懸念や経験を、政治、経済、社会のあらゆる領域におけるポリシーやプログラムの設計、実施、監視、評価に不可欠な次元とするための戦略である。ジェンダーを主軸とした取り組みの究極の目標は、ジェンダー平等を達成することである[5]。

国際文書がジェンダーを主軸とした取り組みによって、規範が人権とジェンダー平等の実現に貢献することを保証することが不可欠である。サイバー犯罪の分野では、犯罪学で最も研究されている理論を考慮すると、残念ながらジェンダーの視点はほとんど見当たらない[6]。したがって、女性やLGBTQIA+の人々など、歴史的に排除されてきた集団に影響を及ぼす不平等を悪化させないためにも、サイバー犯罪の議論や規制にジェンダーの視点を取り入れる必要がある。

ジェンダー平等は国際連合憲章に謳われており、その他多くの国際文書[7]や地域文書[8]で確認されている。これらの文書は、ジェンダー平等に向けて前進することを約束するとともに、女性に対するあらゆる形態の差別と闘い、その人権を保護する国家の義務を定めている。

デジタルの文脈における女性と少女に対する暴力の防止と対応に関する画期的な人権理事会決議（A/HRC/RES/38/5）[9]と、2018年からの女性と少女に対するICTsによって促進される暴力に関する「女性に対する暴力に関する国連特別報告者」のテーマ別報告書[10]以来、テクノロジーと女性の権利の相互関係、およびこれに関する国家の緊急行動の必要性に対する認識が高まっている。

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、女性差別撤廃委員会によって次第に解析が進み、いくつかの一般勧告や最終見解において、ICTによって促進される女性に対する暴力の問題に触れられてきた。女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第35号[11]において、委員会は、この条約が、女性と少女に対する暴力の現代的な形態がしばしば再定義された形で行われるインターネットやデジタル空間のようなテクノロジー環境に完全に適用されると明言している。

ジェンダーの視点を統合することが効果的なものであるためには、必然的に交差的でなければならない。これは、社会階級、人種、民族性、性的指向、ジェンダー表現など、私たちのアイデンティティを構成する複数の要素が、ジェンダーとどのように相互作用し、排除の弊害を生み出しているかを考慮することを意味する。交差的な視点に立つと、それま

---

5 総会。A/52/3. 1997年経済社会理事会報告。https://www.un.org/womenwatch/daw/csw/GMS.PDF。

6 Lazarus, S. (2019). ただ結婚しただけだ： フェミニスト犯罪学と三者サイバー犯罪フレームワークの相乗効果。International Social Science Journal, issj. 12201. https://doi.org/10.1111/issj.12201。

7 例えば、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women）https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-elimination-all-forms-。

8 例えば、女性に対する暴力の防止、処罰及び根絶に関する米州条約（Convention Of Belem Do Para）http://www.oas.org/juridico/english/treaties/a-61.html。

9 HRC38. A/HRC/RES/38/5. 女性と少女に対する暴力をなくすための取り組みの加速：デジタルの文脈における女性と少女に対する暴力の防止と対応 https://undocs.org/A/HRC/RES/38/5.

10 同上。

11 国連女性差別撤廃委員会。女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第35号、一般勧告第19号の更新。国連文書。CEDAW/C/GC/35. 26 July 2017。

で別々に見られていた複数の権力システムを分析することになり、社会問題はより複雑なものとなる[12][12]。最近、国連女性の地位委員会（CSW67）での議論の結果、合意された結論の文書において、委員会は、差別と疎外が相互に関連する複数の形態が、イノベーションとテクノロジーの変化の中で、ジェンダーの平等の達成とすべての女性と女子のエンパワーメントの障害となっていることを認識している[13]。

ジェンダーを主軸とした取り組みにおける現在のベストプラクティスは、「二重 」または 「複 数 」である。すなわち、ジェンダーの視点は、ポリシーやプログラム開発のあらゆる局面に 組み込まれ、明確かつ独立した目的として追求されている。ジェンダーを主軸とした取り組みの好例は、2030 年持続可能な開発目標であり、ジェンダーの平等と女性と女子のエンパワーメントに関する特定の目標（SDG5）を掲げていることに加え、総会決議 A/RES/70/1 は、SDG アジェンダ全体を通じてジェンダーの視点を組織的に取り入れることを定めている。

チャタムハウスが実施した分析によれば、ジェンダーを考慮しないサイバー犯罪の慣行、ポリシー、法律は、ほとんどの国の司法管轄権における現在の標準であり、したがってジェンダー・ブラインドである[14][14]。彼らは、あらゆる多様性を持つ女性やノンバイナリーな人々が刑事司法制度の中で活動したり、サイバー犯罪に対する脆弱性を経験したりする際の能力、ニーズ、優先事項における重要な違いを無視している。ジェンダーの交差的視点を取り入れないことは、新たな排除の形態につながる不平等を醸ませるリスク をもたらすかもしれない。

この第 5 セッションで議論される条文にジェンダー分析を適用することが重要である。さらに、条約の適用と解釈は、人権基準を遵守し、ジェンダーの平等を促進しなければならないと明示する条項を盛り込むことが極めて重要である。

前文と第 5 条に、サイバー犯罪の防止と撲滅の取り組みにおいて、条約全体および各条項を通じてジェンダーを主軸とした取り組みが必要であることを盛り込むことを強く勧告する。このような視点を盛り込むことで、条約は女性や多様なセクシュアリティや性表現を持つ人々特有のニーズや優先事項、そして他の交差性と合わせて、サイバー犯罪のジェンダーに基づく差別化された影響に対処することができるようになる。これにより、条約のより効果的な実施につながるとともに、脆弱な状況にある集団に特別な保護保障が提供されることになる。

国際協力とデータ移転

今回のアドホック委員会の第 5 会期で議論される条文は、条件と保護措置に関する第 42 条に直接関連するものである。保護されるべき権利に関する言及の中で、ジェンダー問題

12 APC. ジェンダーに対応したサイバーセキュリティ政策を策定するための枠組み：
p. 5 https://www.apc.org/sites/default/files/gender-cybersecurity-policy- litreview.pdf.

13 CSW67 合意結論。ジェンダー平等とすべての女性と女子のエンパワーメントを達成するためのイノベーションとテクノ ロジーの変化、デジタル時代の教育（事前未編集版、2023 年 3 月 10 日）。
https://www.unwomen.org/sites/default/files/2023-
03/CSW67_Agreed%20Conclusions_Advance%20Unedited%20Version_20%20March%2023.pdf より入手可能。

14 Millar, Katharine. サイバー犯罪条約のジェンダー主流化とは何を意味するのか？AHC への寄稿。
https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/2022- 12/2022-12-21-Gender-mainstreaming-
and-the-proposed-cybercrime-convention.pdf より入手可能。

（セクシュアリティ、性自認、性表現を含む）について、特別な保護を必要とする個人データとして具体的に言及することが不可欠である。

これは、医療、法律、宗教、または公共の利益のための通信といったコミュニケーション形態に対する具体的かつ強化されたプライバシー保護をもたらすと同時に、同条項が脆弱な状況にあるあらゆる性別の個人を適切に保護することを保証するものである[15]。

このことは、第 5 章クラスター 1、特に第 56 条と第 57 条（一般原則と個人データの保護）を検討する際に特に重要である。なぜなら、脆弱な状況にある人々やコミュニティの完全性と生活を保護することを目的とした十分な規制なしに、情報やデータを交換する広範な権限が国家に与えられているからである。この種の広範な権限は、例えば、多様な性自認、表現、性的指向を持つ人々にとって、一般的にも、中絶へのアクセスや LGBTQI+のアイデンティティの表現が現在法的に認められていない法域においても、問題となる可能性があり、犯罪化や監視の大きなリスクを生む。

データ移転に関しては、国家が個人データの保護、情報的自己決定権、通信の不可侵性など、プライバシーとデータ保護に関する一連の国際的義務を負っていることを忘れてはならない。この点で、私たちは加盟国に対し、刑事訴追の勧告に関するエスペランサ議定書[16]16 を手本とするよう勧告する。国際基準は、情報の収集、保存、共有、アクセスを監視するための明確な規制枠組みと強力な監督枠組みを要求している[17]。そのような法律には、独立した監視機構と効果的な救済を受ける権利を含めるべきである。したがって、これはデータ共有が行われるための前提条件となるべきである。

各国はまた、データ保護に関する既存の法律、政策、慣行を見直し、人権基準に適合するようにすべきである。したがって、データ交換もケースバイケースで必要性と比例性の検証を受けるべきであり、この検証はこの問題の条文に明記されるべきである。

そのうえで、データ交換や[人の]移送、送還は法の支配、人権の枠内で行われ、そのような手続きが伴う個人の安全保障（特に女性、非バイナリ ー、LGBTQI+の人々）に対するリスクを特定するための交差的ジェンダー分析の対象となることを明記した条項を追加すべきである。

さらに、国家は、サイバーセキュリティ捜査の一環として、彼らが収集し、保存するデータの保護に関して、採用するセーフガードを定期的に評価、監視、監査するためのプロセスを整備すべきである。データ収集は決してジェンダーに中立な環境で行われるわけではない。個人情報や大規模なデータベースの流出は、ジェンダー化され、性的なリスクをもたらす。女性や、特にレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、インターセックス、トランスジェンダー（LGBTQI+）の個人は、性的・生殖履歴、セクシュアリティ、ジェンダー・アイデンティティに関連する個人情報が暴露されることで、汚名を着せられ、疎外され、暴力を受ける可能性があるからだ[18]。

---

15 以下も参照のこと： OHCHR. https://www.unodc.org/documents/Cybercrime/AdHocCommittee/5th_session/Documents/OHCHR_submission_5th_session_Ad_Hoc_Committee_Cybercrime.pdf。

16 エスペランサ議定書（PLE）は、人権擁護者、ジャーナリスト、その他が直面する脅威に対処するものであり、国際人権基準に基づく訴追および司法手続きについて、政府高官、検察官、裁判官、人権擁護者（HRDs）、ジャーナリスト、その他に有用なガイダンスを提供するものである。CEJIL が 50 人以上の人権専門家の積極的な参加を得て作成した。https://esperanzaprotocol.net/about-the-esperanza-protocol/。

17 エスペランサ議定書 https://esperanzaprotocol.net。

この勧告は、プライバシーに関する国連決議に沿ったものである。例えば、上記で言及した最近の決議は、国家が個人データを収集するとき、特に情報共有協定や情報共有協定を通じてデータ収集へのアクセスを共有または提供するとき、そして事業会社を含む第三者から個人データの開示を要求されるとき、プライバシー権に関する国際人権義務を尊重しなければならないことを強調している[19]。

相互法的支援に関する原則と手続きに関しては、その要請がジェンダーや性的指向に基づく差別に基づくものである可能性に重大な疑念がある場合、また、犯罪が政治犯または政治犯に関連する犯罪である場合、あるいは要請の実行が特に人権や基本的自由の保護、男女平等を害する可能性がある場合、各国は相互法的支援の要請を拒否する可能性があることを明記した条項を盛り込むことが重要である。

複数の捜査権限：監視を合法化するリスク

デジタル時代において、プライバシーの権利は他の権利[20]の保護への入り口となっており、それゆえ「自由、尊厳、平等...を含む基本的価値の保護に必要な前提条件」として、また「民主主義社会にとって不可欠な要素...」[21]として、強力な保護を必要としている。プライバシーの権利は、「注意深く限定された方法」[22]においてのみ制限することができる。プライバシーの権利への干渉は、それが恣意的または違法でない場合に限り、国際人権法上許される。したがって、その使用は、正当な目的の追求における有効性と、合法性、必要性、比例性の原則の厳格な遵守に基づいて正当化されなければならない。

監視措置の国家による執行に関して、国連人権委員会の ICCPR 第 17 条に関する一般的意見[16]は、「関連する法律は、そのような干渉が許される正確な状況を詳細に規定すべきである」とし、「法律で指定された当局によってのみ、ケースバイケースで行われるべきである」と要求している。さらに、政府による恣意的な個人情報の収集は、「プライバシーと表現の自由に対する権利を侵害し、民主主義社会の原則に反する可能性のある」、極めて侵入的な行為である[23]。

---

18 例えば、2016 年 7 月、サンパウロ市はブラジルの公的医療システムから推定 65 万人の患者の個人データが流出するデータ漏洩に見舞われた。この大規模なデータ流出には、氏名、住所、中絶例や妊娠ステージなどの医療情報が含まれていた。同じ年にチリでも大規模なデータ流出が発生し、公立病院がサイバーセキュリティの障害に見舞われ、公立病院でモーニングアフターピルを求めた女性や少女、HIV 感染者の氏名、ID 番号、住所など、300 万件以上の健康記録が職員や一般市民に公開された。詳しくは、プライバシーに関するジェンダーの視点を参照のこと： プライバシーの権利に関する国連特別報告者への提出文書。進歩的コミュニケーション協会（APC）。2018 年 10 月：https://www.apc.org/sites/default/files/APC_submission_Gender_Perspectives_on_Privacy_Oct_2018.pdf

19 総会。A/RES/211. 2022 年 12 月 15 日に採択された総会決議、5 ページ。 https://documents-dds- ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/762/14/PDF/N2276214.pdf?OpenElement。

20 国連 意見と表現の自由に対する権利の促進と保護に関する特別報告者報告書（David Kaye, A/HRC/29/32, May 20, 2015. https://www.undocs.org/es/A/HRC/29/32。

21 国連 プライバシーの権利に関する特別報告者報告書、A/HRC/40/63、2019 年 10 月 16 日。利用可能な場所：https://undocs.org/es/A/HRC/40/63

22 同上。

23 国連-一般的意見 16. 人権委員会。人権委員会。17 プライバシーの権利。第 32 会期 U.N. DOC. HRI/GEN/1/ REV

デジタル時代のプライバシーに関する最近の国連総会決議[24]は、違法または恣意的な通信の監視や傍受、個人情報の違法または恣意的な収集は、プライバシーの権利を侵害し、表現の自由や干渉を受けずに意見を持つ権利、平和的集会や結社の自由の権利、信教の自由の権利を妨害し、民主主義社会の信条に反する可能性があると強調している。実際、この決議には、治外法権的に行われる場合や、大規模に行われる場合も含まれると明記されている。この意味で、同決議に掲げられた勧告のひとつが、この点に関して、女性にとって特に影響がある場合を含め、すべての個人に影響を及ぼす可能性のある、デジタル時代におけるプライバシーの権利の侵害や濫用に対する予防措置や救済措置を策定または維持することであることに注目することが重要である[25]。

新たな条約は、人権に有害な侵入や監視の慣行を正当化するものであってはならない。私たちはこの特別委員会に対し、サイバー犯罪の捜査と国際協力に関するいかなる提案にも人権尊重を組み入れるよう求め、いかなる侵入的措置の実行前にも、合法性、必要性、比例性、司法レビューの原則の遵守を要件とすることを求める。

保存されたコンピュータ・データへのアクセス（第 70 条）、トラフィック・データのリアルタイム収集（第 73 条）、コンテンツ・データの傍受（第 74 条）に関する規定では、プライバシーの権利により大きな保護を与えるために、相互法的支援の提供は、国際人権法、国際条約、国内法によって定められたものに限定されなければならないことを明確にすることが重要である。

ジェンダーの観点からは、脆弱な、あるいはリスクの高い個人やコミュニティーのデータを幅広く収集するために、この統合交渉文書のこの章に基づく法執行権が乱用されたり、誤用されたりするリスクが大きいことを考慮することも重要である。女性やその他の周縁化された集団は、個人の健康、セクシュアリティ、ジェンダーのアイデンティティや表現に関連するセンシティブな情報を暴露さ れるなど、社会における立場上、より深刻な形でその影響を受ける。これらの規定は、例えば、位置情報の監視や、妊娠する可能性のある人々による生殖能力追跡アプリの使用など、性と生殖に関する保健サービスへの近接性を判断するために使用される可能性がある。

第 78 条は、予見可能性（合法性の原則の重要な側面）の点でも、一般市民の監視と説明責任の点でも、定義されていない用語によって広範でオープンエンドな能力を含んでいることから、特に懸念されるものである。国連人権高等弁務官事務所が提出した資料によれば、「特別捜査技術」という概念は、政府によるハッキング[26]のような国際人権法で禁止されているものも含め、あらゆる監視技術の使用に門戸を開いている。そのため、先験的にこの規定は、国際人権法上の合法性、必要性、比例性の要件を満たしていない。したがって、私たちはこの条項を完全に削除することを勧告する。

同様に、訓練と技術支援に関する第 87 条「g」は、「電子的監視、管理された配達およびおとり捜査を含む、近代的な警察の設備および技術とその使用」に関する訓練プログラムを実施するよう各国に勧告しているが、これらの活動の適用について具体的な制限を定め

---

24 総会。A/RES/211. 2022 年 12 月 15 日に採択された総会決議。https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNÐOC/GEN/N22/762/14/PÐF/N2276214.pdf?OpenElement で入手可能。

25 総会。A/RES/211. 2022 年 12 月 15 日に採択された総会決議、par. 7 J . https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNÐOC/GEN/N22/762/14/PÐF/N2276214.pdf?OpenElement から入手できる。

26 OHCHR. アドホック委員会第 5 回会合への貢献。https://www.unodc.org/documents/Cybercrime/AdHocCommittee/5th_session/Ðocuments/OHCHR_submission_5th_session_Ad_Hoc_Committee_Cybercrime.pdf にて入手可能である。

ていないため、監視に関して同様のリスクをもたらしている。このように、多様な技術や機器を使用する幅広い権限は、国際人権法上許されないプライバシーの権利への干渉を合法化する可能性がある。したがって、この項目の削除を勧告する。

この点で、監視技術の開発と展開が男女平等を妨げる可能性があることを強調することは極めて重要である。また、プライバシーの権利に対するいかなる干渉も、監視措置の独立した司法の承認を要件とするなど、合法性、必要性、比例性の原則に従うことを保証しなければならない。また、人権を尊重しない監視システムの製造と販売を管理し、基本的基準を満たさない監視システムのモラトリアムを求める必要性に関する国連人権高等弁務官の勧告にも注意を喚起したい[27]。

Forbidden Storiesとアムネスティ・インターナショナルの調査[28]によって、マルウェアPegasusがジャーナリストや人権擁護活動を監視するために使用されていることが明らかになったことを受け、国連の専門家団体がすべての国家に対し、国際的な人権基準の下で監視技術が使用されることを保証するための強固な規制が整備されるまで、監視技術の販売と使用について世界的なモラトリアムを実施するよう呼びかけたことを想起することは重要である[29]。

さまざまな監視技術の増加に関するこのような世界的な傾向を踏まえると、基本的人権にすでに有害な結果をもたらし、女性や弱い立場にある集団に差別的な影響を及ぼしている監視行為を、条約が可能にしないようにすることが特に重要である。私たちが何度も述べてきたように[30]、サイバー犯罪との闘うために、この条約案によって生活に影響を受ける人々の基本的権利、男女平等、尊厳を犠牲にしてはならない。各国は、サイバー犯罪に関するいかなる条約案も、人権上の権利義務との整合性を確保しなければならず、それらの義務と矛盾するいかなる条約案にも反対しなければならない。

技術支援への市民社会の参加

組織化された市民社会の参加は、本条約の議論全般において、そして特に技術支援との関連において、最も重要である。まず第一に、市民社会の参加は、議論を強化し充実させるだけでなく、デジタル環境に関連する多くの技術的な問題に関して重要かつ最新の情報を提供することにも関係するということを心に留めておくことが重要である。

私たちは、女性やその他の疎外されたグループの代表と同様に、さまざまな専門家の参加を保証する意義ある参加を強く求める。

この点に関して、私たちは第 88 条とその内容が盛り込まれたことを歓迎するが、社会からの参 加は特定の条文に限定されるべきではなく、むしろ、これらの問題に取り組むために必要とされる多様な専門性と、透明性と情報公開の原則に基づく国家の義務を考慮し、技術支援に関連するすべての業務に横断的に組み込まれるべきであると考える。私たちは、

27 国連ニュース 人権に対する人工知能のリスクをめぐり、緊急の行動が必要である。https://news.un.org/en/story/2021/09/1099972。

28 利用可能なサイト： https://www.amnesty.org/en/latest/research/2021/07/forensic-methodology-report- How-to-catch-nso-groups- Pegasus/

29 利用可能なサイト： https://www.ohchr.org/en/press-releases/2021/08/spyware-scandal-un-experts-call- moratorium-sale-life-threatening?LangID=E&NewsID=27379

30 利用可能： https://www.derechosdigitales.org/wp-content/uploads/Joint-NGO-letter-to-UN-AHC-on-サイバー犯罪-20211221_Copyedited-FINAL-ES.pdf

この条約が、有意義な参加と、透明性、情報、リソースを通じた参加の促進を確保するために、開かれた空間とさまざまなプロセスを構築し続けなければならないと考える。

私たちはまた、国連腐敗防止条約（UNCAC）第13条および第63条第6項を超えて、市民社会組織が主に、地域の課題や現実をよりよく理解し、関連する問題を特定するために情報を提供し、当局は啓発プロセスを促進し、問題を予測し、また能力開発努力において他の利害関係者と協力できるようにすることを推奨する。

加えて、私たちは、主に開発途上国との関係において、研修および技術支援の重要性を理解しているが、一般的な人権および特にデジタルの権利に特化した市民社会アクターもプ ロセスに加わるべきである。